

富山県立大学食堂増築等工事に伴う厨房機器購入に係る仕様書

1 調達物品名及び数量

厚生棟食堂厨房機器類 一式

(詳細は、別紙「機器一覧表」、「単品図」及び「平面図」のとおり)

2 納入期限

令和5年10月31日(火)午後5時まで

3 納入場所

富山県射水市黒河5180番地

富山県立大学射水キャンパス厚生棟食堂

4 納入物品に関する留意事項

- (1) 参考銘柄は、別紙「機器一覧表」及び「単品図」のとおりとする。
- (2) 参考銘柄以外で入札する場合は、当該物品が仕様を満たしていることを入札前に申請し、承認を得るものとする。
- (3) 納入物品は、全て新品とする。
- (4) 納入物品については、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点において製品化されていない物品で入札をする場合には、仕様を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書を提出すること。
- (5) 納入前に必ず富山県立大学事務局担当者及び富山県立大学生生活協同組合担当者と打合せをすること。本仕様書の内容に不明点がある場合並びに設置工事等の実施期日及び方法は、富山県立大学事務局担当者及び富山県立大学生生活協同組合担当者の指示に従うものとする。
- (6) 本仕様書に明記していない事項であっても、当然備えるべき性能については、完備しているものとする。

5 調達物品の仕様以外に関する要件

(1) 搬入条件

ア 物品の搬入に当たっては、建物、施設及び他の機器に損傷等を与えないよう十分注意し、必要な養生を行うこと。万一、損傷等を与えた場合は、本学事務局担当者に報告の上、速やかに受注者が原状回復を行い、その費用についても負担すること。

イ 搬入車両に係る経路は、本学事務局担当者との協議の上、決定すること。

ウ 納品作業前に工程表を作成し、本学事務局担当者宛てに提出し、承認を得ること。

エ 物品の梱包材等は、全て受注者が処分すること。

オ 契約後に選択できる事項については、事前に本学事務局担当者との協議の上、決定すること。

カ 必要に応じ、他の事業者（建築工事事業者、電気設備工事事業者、機械設備工事事業者等）と工程及び作業区分等の現場調整を行うこと。

(2) 設置条件

ア 物品の設置に当たっては、建物、施設及び他の機器に損傷等を与えないよう十分注意し、必要な養生を行うこと。万一、損傷等を与えた場合は、本学事務局担当者に報告の上、速やかに原状回復を行い、その費用についても負担すること。

イ 附属品がある場合には、それを取りまとめ、附属品リストを作成の上、本学事務局担当者宛てに提出すること。

(3) 検収及び引渡し条件

ア 本学担当者による完成検査に立ち会うこと。検査の日程については、別途協議の上、取り決めるものとする。

イ 引渡し時には、次の書類をファイリングし、次の部数を提出すること。

(ア) 取扱説明書、操作マニュアル 3部

(イ) アフターサービス連絡先一覧 3部

(4) 保証及び支援体制条件

ア 納入検査後1年間は、通常の使用により故障した場合においては、無償で点検及び修理を行うこと。

イ 物品の修理及び部品の交換に対応できるようアフターサービス体制を確立し、検査時に本学担当者に一覧表にして提出すること（(3)イの再掲）。

ウ 保守点検が必要な物品は、保守要領書を提出すること。

(5) その他

ア 搬入、設置、据付調整、調整作業及び取扱説明に要する費用並びに旧品の撤去費用は、本調達に含まれるものとする。また、機器の試運転時における電気、ガス、水道等の使用料も含むものとする。

イ 搬入、据付け等に必要な工具及び附属品は、供給者が準備すること。

ウ 給排水、電気、ガス等の配管及び配線工事は、一次接続及び二次接続ともに、別途施工する設備工事において行うため、当該工事に係る費用は含めなくともよい。

（詳細は、別紙「工事区分表」を参照のこと。）

エ 富山県立大学生活協同組合において別途調達する次の浄水器等（別紙参照）を、次のとおり指定する機器に接続する費用も含めて見積もること。

(ア) 浄水器（NFX-LZ）計4台を

・品番92「自動給茶機」4台へそれぞれ接続

・うち2台については、分岐させた上で品番91「冷水機」2台へもそれぞれ接続

（詳細は、別紙「平面図」を参照のこと。）

(イ) 浄軟水器（NFX-OS）計4台を

・品番15「スチームコンベクションオープン・コンビデュオ」へ2台

・品番16「スチームコンベクションオープン」へ1台

・品番34「電気湿温蔵庫」へ1台

それぞれ接続

オ 契約締結後、速やかに品目ごとにメーカー、規格、寸法、製品の外觀図、金額内訳

を書面にしたもの及び連絡体制を一覧にしたものを本学担当者に提出すること。

カ 仕様書の記載事項のほか、疑義が生じた場合は、本学担当者と協議の上、決定すること。

キ 各製品の配置等については、本学担当者と協議の上、決定すること。

ク 供給者は、納品検収時、当該物品が仕様を満たしていることを確認、記録すること。

ケ 本仕様書に基づき、担当職員の立会いの下で納入検査を受けるものとし、検査合格をもって引渡しを行うものとする。